

# 技術

資格・技能取得を  
サポート

2024年度版

高知建労が  
あなたを応援します！

## 段取

各種申請手続きで  
仕事をバックアップ

## コミュニケーション

結びあう仲間同士の力が  
仕事と暮らしの支え

# 仕事

# 暮らし

## 安全と安心

仕事も家族も  
安全と安心が何より  
もしもの時に…

今すぐ加入を 《高知県下の建設業に従事する方が加入できます》

TEL 088-823-0058

# 高知県建設労働組合

ホームページは随時更新しておりますので  
ぜひご覧下さい。

<http://www.kenrou.org>  
e-mail : [kenrou@kenrou.org](mailto:kenrou@kenrou.org)

# 県下最大の建設職人の組合です。

高知  
建労は

## 仕事とくらし、健康を守って66年。

高知建労は、戦前戦後の「悲惨なくらしをふたたびくりかえしてはならない」と立ちあがった先輩たちの運動をうけついで、昭和32年に200人の建設労働者・職人・親方で結成されました。

結成から66年。高知建労は37支部で、4,000人をめざす高知県で最大の建設労働者・職人・親方の組合に発展しています。

組合員は、組合の会議に出席し、仕事のこと、家族のこと、悩みごと、組合を大きくすることなど、自由に語り合います。

みんなできめた活動に参加し、その実現をめざします。

生活できる賃金ですか。仕事先はきまっていますか。病気や労災事故で悩んでいませんか。

大手の建設・住宅企業が町場にも押し寄せ私たちの賃金をおさえこみ、仕事をうばっています。

高知建労は、仲間の仕事やくらしのさまざまな相談を受け、多くの悩みを解決してきました。

そして、平和で人間らしく生きることのできる明日を築くために、多くの仲間と力をあわせて運動しています。

### ○組合加入資格

60歳未満の方で、高知県下の建設産業に従事する方が加入できます。（※60才以上の方でも準組合員として加入できます。※組合加入は毎月1日からの加入です。事務手続き等ありますのでお早めに加入手続きをお願いします。）

### ○本部組合費

注) 下記本部組合費の他、共済費や支部費・地区費などが必要です。支部費・地区費などは所属する支部によって異なりますので加入する支部にお問合せください。

①組合員	
加入時の年齢が60歳未満の方です	
年齢	組合費(月額)
20歳未満	100円
20歳以上60歳未満	1,600円

#### 組合規約第3章(抜すい)

組合員は

- ①組合費を毎月納める
- ②会議に出席する
- ③組合のすべての問題に参加する権利を有する

②準組合員	
加入時の年齢制限はありませんが、中建国保と組合共済は加入できません。 (※支部によっては準組合員の加入取扱をしていない支部があります。)	
年齢	組合費(月額)
20歳未満	100円
20歳以上70歳未満	1,600円
70歳以上	800円

③二代目組合員	
親が組合員で、親と同一世帯の46歳未満の未婚の子の方が該当します。	
年齢	組合費(月額)
20歳未満	100円
20歳以上 45歳以下の二代目	800円

毎月の話し合いで、新しい友人・新しい情報が……。

月に一度の支部・地区会議

住宅データー、仕事確保と雇用拡大の運動。仮設住宅建設の取り組みも行なっています。

仕事と雇用確保

賃金、労働条件を改善する運動。

賃金・労働条件改善

楽しいレクリエーション・サークル活動などに取り組み、お互いの親睦を深めながら「縁の下力持ち」として活躍しています。

主婦の会

技能士、技能検定講習など。

技術・技能・資格

組合活動の先頭にたちながら、学習や交流を深めています。婚活パーティーも行なっています。

青年部活動

私たちは生活向上のため、いろんな運動をしています。

仕事、税金、健康と暮らしをサポートします

あなたも高知建労に入りませんか！

給付の優れた組合の国保

## 中建国保は職人の命

— 仲間のみんなを守っていこう —



建設国保と組合はいわば車の両輪。建設職人のことをよく分かっている国民健康保険組合で、万一の安心と健康づくりをすすめています。

また、建設国保は組合員や家族のハガキ要請行動などの運動によって守られています。みなさんのご協力をお願いします。

老後の生活設計を考えます

## 建設業に退職金を

「建設業に退職金」は時代の流れです。組合では建退共制度（建設業退職金共済制度）への加入を勧めています。



仕事中の事故は労災保険で安心

## 労災保険



もしもの労災事故のために仕事の原因でケガ、病気、死亡したときは労災保険が適用されます。一人親方、事業主は特別加入することが出来ます。

組合の個別相談学習会で初めての人でも安心です

## 税金相談学習会

所得税や、住民税の申告相談学習会を開いています。確定申告前には個別に相談学習会を行い、申告書の提出も組合でまとめて提出します。



仲間の助け合い 組合加入でもっと安心です

## 組合共済

組合加入と同時に組合共済に加入します。中建国保とあわせればダブルで安心です。組合は仲間の助け合いを大切にしています。



## 充実の各種共済

- マイカー・車両共済
- 交通災害共済  
手頃な掛金で大きな保障。
- ガン保険



## 共済給付 (1カ月 1,550円)

(2024年4月分～)

※共済加入月の翌月1日から保障がはじまります。(準組合員の場合は、この保障はありません。)

こくみん共済coop <掛金: 月1,025円>			
保障内容 (毎年4月1日更改)			共済金額 (円)
死亡 弔慰金	組合員本人	死亡	540,000
		不慮の事故死亡	720,000
		交通事故死亡	1,720,000
	配偶者		360,000
	子		180,000
	親 (別居・義父母も含む)		54,000
重度障害	組合員本人	重度障害	540,000
		交通事故による重度障害	1,540,000
住宅災害 見舞金	火災等	全焼・全壊	最高100万
		半焼・半壊	最高90万
		一部焼・一部壊	最高30万
	自然災害	風水害等	最高30万
		地震等	最高10万
	同居親族の死亡		100,000
交通災害共済金	5日未満の入院	1日目から4日目まで	入院日数×1,000
	5日以上5日未満の入院	5日以上5日目より180日分限度	入院日数×2,000
	通院	事故日より180日以内の90日分限度	通院日数×1,000
傷病見舞金	休業14日～30日未満		10,000
	休業30日～90日未満		25,000
	休業90日～120日未満		45,000
	休業120日以上		65,000
結婚祝金			40,000
銀婚祝金			25,000
出生祝金			15,000
就学祝金	子の小学校入学		10,000
	子の中学校入学		10,000
	子の高校入学		10,000
	子の大学入学 (短大・専門学校含む)		10,000

組合独自共済 <掛金: 月525円>		
給付の種類		給付金 (円)
組合慰労金 ※慰労金規程に基づき支給	組合在籍20年以上 (組合を脱退した時)	50,000
組合弔慰金 ※弔慰金規程に基づき支給	組合員本人死亡	160,000
	組合員の家族死亡 (配偶者・子・親)	5,000

※組合慰労金及び組合弔慰金については、万が一の地震、津波、その他大規模な自然災害、伝染病、テロ行為、航空機の墜落等、予想を超える事故などで多数の死亡者が出た場合、減額する場合があります。

## 組合共済

# 仕事とくらしに役立つ 組合業務と共済制度。

## 仲間の助け合い

組合に加入すると、この組合共済(一カ月千五百五十円)に加入することになり、左表

の弔慰金やお見舞金、お祝い金など組合員同士の助け合いで安心した保障が受けられます。

住宅災害見舞金は、組合に届けた住所が対象となりますので、転居等により変更のあったときはすみやかに所属支部へ変更届を出してください。  
(組合共済費は組合費と一緒に集められます。また、組合加入の際に全労済出資金一,〇〇〇円が必要です。)  
(準組合員の場合は、この保障はありません。)



払ってもどし制度で「自己負担は17,500円」

医療機関での窓口負担

未就学児……………2割負担  
小学生～69歳の人…3割負担

70歳以上の人……………1～3割負担

(但し、平成26年3月31日以前に70歳に到達した人のうち一般及び低所得者の人は75歳到達まで特別措置により1割)  
※現役並み所得者の人は3割負担

安心ひろがる中建国保の償還金制度

※加入して3ヶ月間は支給対象外 ※70歳以上は対象となりません

(70歳未満の組合員の自己負担分が1ヵ月17,500円を超えたとき(償還金の支給対象となる場合のみ))

70歳未満の組合員を対象に医療費の自己負担分がひとつの病院・診療所・訪問看護事務所で1ヵ月(暦の上で月の1日から末日まで)17,500円を超えたときは、超えた額を償還金として支給します。対象となるのは、①入院、②通院、③歯科、④調剤、⑤訪問看護療養費、⑥療養費(医科・歯科・調剤・補装具)です。  
①～⑥をそれぞれ合算することはありません。

1. 医療保険料(3歳以上75歳未満の方)
2. 後期高齢者支援金分保険料(3歳以上75歳未満の方)

区分		組合員種別	月額(円)		
			① 医療保険料	② 後期高齢者支援金分保険料	合計
組合員	30歳以上	法人 事業主	法人第1種 26,400	6,600	33,000
		法人 従業員等	法人第3種 18,000	4,800	22,800
		個人 事業主	1種 24,900	6,300	31,200
	25歳以上30歳未満	一人親方等(1種・3種以外の方)	2種 21,300	5,400	26,700
		従業員等	3種 17,500	4,600	22,100
			4種 11,800	3,100	14,900
20歳以上25歳未満	5種 9,300	2,900	12,200		
20歳未満	6種 6,800	2,800	9,600		
家族	3歳以上6歳未満	就学前家族	2,200	1,400	3,600
	6歳以上23歳未満	若年家族	3,000	1,900	4,900
	23歳以上70歳未満	成人家族	3,700	2,100	5,800
	70歳以上75歳未満	高齢家族	3,100	1,900	5,000

注意) 家族被保険者に賦課する保険料は、1 成人家族、2 高齢家族、3 若年家族、4 就学前家族の順位に基づいて、それぞれの年齢区分による保険料が賦課されます。その順位に基づく6人目以降にかかわる方の保険料は徴収しません。また、3歳未満の家族保険料についても徴収しません。

3. 介護保険料(40歳以上65歳未満の方)

区分		組合員種別	月額(円)
			③ 介護保険料
組合員	法人 事業所	事業主	法人第1種 4,900
		従業員等	法人第3種 3,700
	個人 事業所	事業主	1種 4,800
一人親方等(1種・3種以外の方)	2種 4,200		
	従業員等	3種 3,600	
家族	一人につき	2,800	

◎納める保険料

① 医療保険料 + ② 後期高齢者支援金分保険料 + ③ 介護保険料 = 合計(月額)保険料

●中建国保の保険給付の概要

種類	内容																											
高額療養費	※所得証明または非課税証明は組合員と中建国保に加入している16歳以上の家族全員分が必要です。 高額療養費の自己負担限度額(70歳未満の方の場合) <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準となる所得</th> <th>自己負担限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧ただし書き所得合計 901万円超</td> <td>252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% &lt;多数該当: 140,100円&gt;</td> </tr> <tr> <td>旧ただし書き所得合計 600万円超～901万円以下</td> <td>167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% &lt;多数該当: 93,000円&gt;</td> </tr> <tr> <td>旧ただし書き所得合計 210万円超～600万円以下</td> <td>80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% &lt;多数該当: 44,400円&gt;</td> </tr> <tr> <td>旧ただし書き所得合計 210万円以下で非課税と判定できない</td> <td>57,600円 &lt;多数該当: 44,400円&gt;</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税</td> <td>35,400円 &lt;多数該当: 24,600円&gt;</td> </tr> </tbody> </table>	基準となる所得	自己負担限度額	旧ただし書き所得合計 901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% <多数該当: 140,100円>	旧ただし書き所得合計 600万円超～901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% <多数該当: 93,000円>	旧ただし書き所得合計 210万円超～600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% <多数該当: 44,400円>	旧ただし書き所得合計 210万円以下で非課税と判定できない	57,600円 <多数該当: 44,400円>	住民税非課税	35,400円 <多数該当: 24,600円>															
基準となる所得	自己負担限度額																											
旧ただし書き所得合計 901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% <多数該当: 140,100円>																											
旧ただし書き所得合計 600万円超～901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% <多数該当: 93,000円>																											
旧ただし書き所得合計 210万円超～600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% <多数該当: 44,400円>																											
旧ただし書き所得合計 210万円以下で非課税と判定できない	57,600円 <多数該当: 44,400円>																											
住民税非課税	35,400円 <多数該当: 24,600円>																											
出産育児一時金	1子の出産について50万円を支給。																											
葬祭費	組合員の死亡は7万円、家族の死亡は5万円を支給。																											
傷病手当金	組合員が療養の給付を受け、その療養の為勤務に服することができない場合、3年を単位として入院50日、入院外50日を限度に支給されます。連続して5日以上の休業を支給対象とし、休業1日目から支給します。加入後90日を経過している組合員が対象です。※「入院外」とは、通院および通院していても療養のため仕事を休んだ期間のことです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>組合員種別</th> <th>入院</th> <th>入院外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td>4,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>3,600円</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>第3種</td> <td>3,200円</td> <td>3,200円</td> </tr> <tr> <td>第4種</td> <td>2,800円</td> <td>2,800円</td> </tr> <tr> <td>第5種</td> <td>2,400円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>第6種</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>法人第1種</td> <td>4,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>法人第3種</td> <td>3,200円</td> <td>3,200円</td> </tr> </tbody> </table>	組合員種別	入院	入院外	第1種	4,000円	4,000円	第2種	3,600円	3,600円	第3種	3,200円	3,200円	第4種	2,800円	2,800円	第5種	2,400円	2,400円	第6種	2,000円	2,000円	法人第1種	4,000円	4,000円	法人第3種	3,200円	3,200円
組合員種別	入院	入院外																										
第1種	4,000円	4,000円																										
第2種	3,600円	3,600円																										
第3種	3,200円	3,200円																										
第4種	2,800円	2,800円																										
第5種	2,400円	2,400円																										
第6種	2,000円	2,000円																										
法人第1種	4,000円	4,000円																										
法人第3種	3,200円	3,200円																										
出産手当金	組合員が出産のため勤務に服することができない場合に、出産前25日と出産後40日の計65日を限度に1日につき次の額を支給。ただし、加入(婚姻による世帯分離をのぞく)してから出産日が180日以内の場合は支給しません。第1種4,000円 第2種3,600円 第3種3,200円 第4種2,800円 第5種2,400円 第6種2,000円 法人第1種4,000円 法人第3種3,200円																											

※支給がうけられない場合

- ① 他の法令により給付を受けることができる場合には、その限度において支給しません。
- ② 保険給付の制限に該当したときは、給付の全部か一部を行いません。

**保険給付**  
■ 病気で仕事を休んだときは「傷病手当金」が支給されます。(給付日額は組合員の種別により異なります。)  
■ 資格取得日より、90日間は支給対象としません。  
■ 高額療養費の制度は市町村国保と同じです。  
■ 予防接種補助  
■ インフルエンザ予防接種(年度内2回補助)  
■ 肺炎球菌予防接種  
(市町村が実施する予防接種を受けた方が対象となります)

■ 補償施設利用者補助  
利用者には補助があります。

- 1 生活習慣病の予防に着目した **基本健診**
  - 2 建設業に従事する者の職業病対策としての **胸部直接レントゲン撮影**
  - 3 被保険者の死因第一位である **がん予防のためのがん検診**
- 中建国保では、集団健診の他にも、職業病対策として、胸部直接レントゲンのアスベスト読影にも取り組んでいます。

**健診費用補助**  
■ 中建国保では、組合員と家族の健康を守るための集団健診を実施し、一定の費用負担をしています。

# 労災保険

## 労働者の補償は事業主責任

- 労働者を1人でも使用する事業は労災保険が強制適用になります。
- 業務中に労働者（下請の労働者含む）がケガや死亡したときの補償責任は、事業主（元請）が負わなければなりません。

### 事故の補償内容は

- 医療費は全額無料です。
- 療養のため働くことができず賃金を受けていないときは休業4日目から休業（補償）給付などが支給されます。
- 障害が残ったときは、障害の程度によって障害（補償）給付が支給されます。
- 死亡した場合は、遺族数に応じて遺族（補償）年金が、また葬祭料も支給されます。



### 一人親方特別加入

(労災保険率  $\frac{17}{1000}$ )

給付基礎日額	保険料 (年間)
5,000円	31,025円
6,000円	37,230円
7,000円	43,435円
8,000円	49,640円
9,000円	55,845円
10,000円	62,050円

### 中小事業主特別加入 (建築事業の場合)

(労災保険率  $\frac{9.5}{1000}$ )

給付基礎日額	保険料 (年間)
4,000円	13,870円
5,000円	17,337円
6,000円	20,805円
7,000円	24,272円
8,000円	27,740円
9,000円	31,207円
10,000円	34,675円

### 労災保険 (建築事業の場合)

(請負金額×労務比率  $\frac{23}{100}$  ×労災保険率  $\frac{9.5}{1000}$ )

請負金額	保険料
100万円	2,185円
300万円	6,555円
400万円	8,740円
500万円	10,925円
700万円	15,295円
800万円	17,480円
1,000万円	21,850円

- ※ 16,000円以上の日額を希望する場合は所得証明が必要となります。
- ※ 委託料 ●事業所労災7,000円 ●特別加入3,000円
- ※ 給付に関しては各特別加入制度のしおりのパンフレットを参照下さい。
- ※ 2020年5月以降 一人親方特別加入の準組合員は年度末指定日までに翌年度保険料が一括納付となります。



組合では、現在のところ一部の製造業のみ、手続きをしています。

## 雇用保険

あんぜん共済は、労災保険の上乗せ補償制度です。組合員で政府労災に加入している事業所、中小事業主、一人親方が加入できます。„もうひとつ上の安心“を、死亡・後遺障害には最高二千五百万円が補償されます。業務上災害、通勤災害の全てが補償対象で、職業性疾病も対象となる幅広い対象で、掛金は事業経費として処理できます。

## あんぜん共済

# 建設業退職金制度(建退共)

建退共とは、建設現場で働く方々のために、国が作った退職金制度です。また、一人親方は、制度上個人では建退共に加入できませんが、建退共本部より「任意組合」として認可を受けた当組合に加入すれば共済手帳の交付を受けることができます。退職金は、建設関係の仕事をしなくなった時、事業主になった時、けが又は病気の為仕事ができなくなった時、満55歳以上になった時、死亡した時等に請求できます。但し、一年以上の証紙を貼っていないと支給されません。

加入金：建設退職金共済事務組合

(事務組合) 一,〇〇〇円

全建総連厚生協会高知県支部

(任意組合) 五〇〇円

## 退職金表

納付月数	改正後 (320円/1.3%)	
	掛金総額	退職金額
12カ月 (1年)	80,640円	24,000円程度
24カ月 (2年)	161,280円	161,000円程度
60カ月 (5年)	403,200円	414,000円程度
120カ月 (10年)	806,400円	894,000円程度
240カ月 (20年)	1,612,800円	1,933,000円程度
360カ月 (30年)	2,419,200円	3,039,000円程度
480カ月 (40年)	3,225,600円	4,268,000円程度

- (注)1. この表は、最初から日額 320 円ではじめた人の場合で、証紙 252 日分を 1 年と換算して計算した退職金の額です。  
2. 掛金納付月数が 12 月以上 24 月未満の遺族請求の場合、退職金額は掛金相当額となります。

### 掛金月額

従業員等：月稼働日数×320円＝掛金＋事務費1人につき50円  
一人親方：1ヶ月21日×320円＝6,720円＋事務費1人につき30円

# 税金相談

## 自主申告を助け、

## 納税者の権利を守る

「あなたは税務署と対等に話し合える自信がありますか」

記帳義務が法制化され記帳をおこたると強制調査、そのはては推計課税を税務署から一方的に押しつけられてきます。

税務署と対等に話すためには、まず「税金の知識」と「記帳のしかた」を知らなければなりません。

組合では、二月から各支部で個別に税金相談会を行なっています。

## 資格の取得

各種講習の実施や、申請の援助を行なっています。①技能検定講座、②職業訓練指導員、③その他、建築に関する講習会

## 全建総連資格取得報奨金制度

技能士、作業主任者等、建設に関する資格取得に対して申請された方には、報奨金を支給します。

# サポート(全建総連共済)

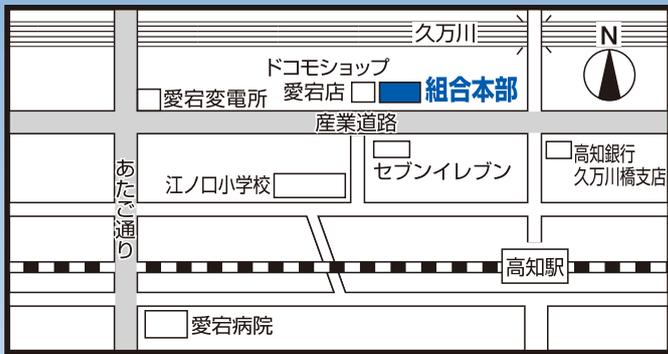
全建総連の組合員の皆様を対象とする団体契約制度ですので、個別に加入される場合に比べて、割安な掛金で加入することができます。補償の対象となるのは、ケガによる入院及び手術です。

※支部によって取り扱っていない所もあります。補償については、サポート共済パンフレットを参照して下さい。

### 〈プラン1〉24時間保障

※事故の日からその日を含めて180日以内の入院・手術		
保険金	(傷害) 入院保険金 (支払限度日数60日)	(傷害) 手術保険金
保険金額	日額 1,500円 入院初日から対象	入院中に受けた手術 15,000円 入院中以外に受けた手術 7,500円
保険料	組合員 1名あたり 月払 110円	





# 高知県建設労働組合

組合本部 ■ 〒780-0064 高知市和泉町 6 番 7 号  
 TEL 088-823-0058(代) FAX 088-873-5384

加入相談は  
 お近くの組合員か  
 下記の支部  
 または組合本部まで

## 組合に加入できる職種

- 室内装飾工
  - エクステリア
  - 造園工
  - ブロック工
  - レンガ積工
  - 基礎工
  - 鉄骨工
  - 鉄筋工
  - 型枠大工
  - 弋工
  - 防水工
  - ハツリ工
  - 吹付工
  - 溶接工
  - 給排水配管工
  - 空気調和配管工
  - 石工
  - 木工
  - 家洗工
  - 家引工
  - 杭打工
  - エレベーター組立
  - コンクリート打設
  - 建築大工
  - 左官
  - 板金工
  - 塗装工
  - 電工
  - 屋根葺工
  - スレート工
  - 建具工
  - サッシ工
  - 硝子工
  - 家具工
  - 小舞工
  - 畳工
  - 経師
  - 襖工
  - タイル張工
  - クロス張工
  - 床張工
  - 壁下地工
  - 熱絶縁工
  - ラス張工
  - 解体工
  - さく井工
  - ランマ工
  - 表具工
  - 築炉工
  - フェンス工
  - 住宅設備工
  - 建築施工管理
  - ダクト工
  - リベット工
  - ウインチ工
  - 土工
  - 人夫
  - 雑役工
  - 軽天
  - 建築機械運転士
  - サイディング
  - 機械設備工
  - 防災工
  - その他
- ※建設現場で作業している労働者が加入できます

## 高知県に広がる37の支部

あなたの加入をお待ちしています！

### ■室戸支部

0887 (23) 1261  
 室戸市室津2404-12 喫茶バリドール内

### ■香南支部

0887 (56) 4890  
 香南市野市町東佐古484-1

### ■南国支部

088 (864) 3751  
 南国市大桶乙1324-2

### ■高知支部

088 (822) 2544  
 高知市和泉町7-28

### ■長浜支部

088 (842) 2390  
 高知市長浜4968

### ■伊野支部

088 (893) 0889  
 吾川郡いの町6505-22

### ■越知支部

0889 (26) 2139  
 高岡郡越知町越知甲2081-1

### ■高岡支部

088 (852) 0476  
 土佐市高岡町乙3520-13

### ■宇佐支部

088 (856) 0458  
 土佐市宇佐町宇佐400

### ■須崎支部

0889 (42) 2027  
 須崎市西糺町10-24

### ■黒潮支部

0880 (43) 1203  
 幡多郡黒潮町入野1936-1  
 黒潮町商工会内

### ■中村支部

0880 (37) 0911  
 四万十市具同7388-4

### ■清水支部

0880 (82) 1522  
 土佐清水市汐見町3-12

### ■東洋支部

### ■佐喜浜支部

### ■吉良川支部

### ■羽根支部

### ■中芸支部

### ■安芸支部

### ■芸西支部

### ■香美支部

### ■城東支部

### ■岡豊支部

### ■大津支部

### ■本山支部

### ■大豊支部

### ■弘岡支部

### ■春野支部

### ■日高支部

### ■佐川支部

### ■池川支部

### ■吾北支部

### ■戸波支部

### ■久礼支部

### ■窪川支部

### ■大正支部

### ■宿毛支部

■詳しくは組合本部 (088-823-0058) までご連絡下さい。